第61回 25号

2022.5.31

都庁職病院支部教宣部発行



新法人での10年間の経過措置を明記 32年7月1日まで都制度での昇給を保証



独法化後も10年間は都の昇給制度を維持す る。これについて経営本部は「維持することを 考える」といった発言を繰り返してきました が、24日に行われた人事給与制度検討会で「都 職員引継ぎ規定(案)」が示され、「10年間の 経過措置期間」が明記されることになりまし た。また7月昇給により夏のボーナスに昇給分が 反映されない問題についても、経過措置期間中 は「昇給があったものとみなして」夏のボーナ スに反映されることが明記されました。今後も

検討委員会ではハラスメント対策や人事考課制度について検討を重ねる予定です。 検討会で合意した内容は、覚書として締結されます。

あなたの職場の健康度チェックキャンペーン

時間外に仕事をしているのに、超過勤務手当を支給しないというのは、最も ありふれたパワハラです。今週も支部には、「記録や看護計画の立案、サマ リー作成など直接業務以外では超過勤務申請できない」という声が届きまし た。もうすぐ、超過勤務のルールなどを決める36協定交渉が始まります。36協 定の付帯文章には、記録、計画立案、サマリー作成などは超過勤務ですと明記 してあります。



独法化に伴う ろうきん給与天引きの変更について

7月の独法化に伴うシステムの変更により、ローン返済の給 与天引きができなくなります。

ろうきんでローンを組んで毎月、給与天引きで返済している方、預金をしてる 方が対象になります。このサービスを利用されている方には、直接ろうきんから 通知・連絡があります。変更後の対応について担当の方とよく相談してくださ い。今後とも組合とろうきんを活用して暮らしの安心を。

財形預金は引き続き給与天引きされます。



■■都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713



@Byoinsibu_Tocho f 都立病院のお役立ち情報を発信しています あなたの職場の健康度は?いますぐチェック







都立病院で働くしぶ子さんが つぶやいています。 共感することもあるはる

